

令和6年神審第26号

裁 決  
漁船A乗揚事件

受 審 人 a  
職 名 A船長  
操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官大野徹二出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a を戒告する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和6年2月8日03時04分

徳島県小津島北東岸沖合

2 船舶の要目

船 種 船 名 漁船A

総 ト ン 数 2.5トン

登 録 長 9.30メートル

機 関 の 種 類 ディーゼル機関

漁船法馬力数 70

### 3 事実の経過

Aは、船体後部に操舵区画を設け、同区画の中央に舵輪、その右側に機関遠隔操縦装置を設置し、舵輪の下部にスライド式の扉が付いた棚があり、その右舷側にGPSプロッター及び魚群探知機を備えた刺網漁業に従事するFRP製漁船で、a受審人ほか1人が乗り組み、揚網の目的で、船首0.1メートル船尾1.6メートルの喫水をもって、令和6年2月8日02時15分徳島県牟岐港の係留地を発し、同県津島南方沖合の漁場に向かった。

ところで、津島西方に位置する小津島には、海岸線に沿って幅30メートルないし50メートルの範囲に干出浜（以下「小津島干出浜」という。）が拡延しており、a受審人は、同干出浜について、十分承知していた。

また、Aが行う刺網漁は、長さ約180メートル高さ約2メートルの網を連結した全長約800メートルの刺網を用いて行うもので、その東端に青色の、西端に白色の、ともに海面からの高さが約60センチメートルの簡易標識灯をそれぞれ取り付けて投網し、翌日の03時頃から約2時間かけて揚網していせえびを漁獲するもので、津島及び小津島周辺の漁場には、他の漁業関係者も同様の刺網を設置していた。

a受審人は、02時35分前示漁場に到着し、GPSプロッターを作動させて舵輪後方に立った姿勢で操縦に当たり、津島東方沖合を南下していたところ、同島南方沖合に自身が設置した漁具の東端を示す青色及び西端を示す白色の簡易標識灯（以下「西端標識灯」という。）の灯光を視認し、東寄りの風が吹いていたことから、漁具を西端側から揚網しようと考え、他の漁業関係者の漁具を避けるために大回りして同標識灯に向かうこととし、同島南東方沖合を西行していたところ、西端標識灯の灯光を見失い、その灯光を探すために、02時51分半

僅か前出羽島灯台から081度（真方位、以下同じ。）1.90海里の地点で、針路を248度に定め、5.5ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で手動操舵によって進行した。

a 受審人は、02時59分半僅か過ぎ出羽島灯台から089度1.18海里の地点に至り、右舷前方に白色の簡易標識灯（以下「白色標識灯」という。）の灯光を視認し、同灯光を西端標識灯の灯光と判断して、白色標識灯の灯光に向かうため、針路を299度に転じて続航した。

a 受審人は、03時00分半僅か前出羽島灯台から086.5度1.12海里の地点に達したとき、小津島干出浜まで600メートルとなり、その後同干出浜に向首して接近する状況となったが、白色標識灯の灯光へ針路を向けることに気をとられ、GPSプロッターで小津島との位置関係を確認するなど、船位の確認を十分に行わなかったため、この状況に気付かなかった。

こうして、a 受審人は、小津島干出浜に向首したまま続航し、03時04分出羽島灯台から075度1,600メートルの地点において、Aは、原針路、原速力で、同干出浜に乗り揚げた。

当時、天候は曇りで風力4の東風が吹き、潮候は上げ潮の中央期にあたり、視界は良好であった。

乗揚の結果、プロペラ翼に欠損、同軸に曲損を生じたが、のちに修理された。

（原因及び受審人の行為）

本件乗揚は、夜間、小津島南東方沖合において、漁具に向けて航行する際、船位の確認が不十分で、同島干出浜に向首進行したことによって発生したものである。

a 受審人は、夜間、小津島南東方沖合において、漁具に向けて航行する場合、同島干出浜に乗り揚げることをしないよう、GPSプロッターで小津島との位置関係を確認するなど、船位の確認を十分に行うべき注意義務があった。ところが、同人は、白色標識灯の灯光へ針路を向けることに気をとられ、船位の確認を十分に行わなかった職務上の過失により、小津島干出浜に向首して接近する状況に気付かないまま進行して乗揚を招き、船体に損傷を生じさせるに至った。

以上の a 受審人の行為に対しては、海難審判法第 3 条の規定により、同法第 4 条第 1 項第 3 号を適用して同人を戒告する。

よって主文のとおり裁決する。

令和 7 年 1 0 月 2 2 日

神戸地方海難審判所

審判官 桐 井 晋 司